建築工事監理業務委託特記仕様書

Ⅰ　業務概要

１．　業務名称　　長岡第三小学校校舎等建設工事監理業務委託

２．　対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、次のとおりとする。

（１）　対象施設名称　　長岡第三小学校

（２）　敷地の場所　　長岡京市今里４丁目　地内

（３）　施設用途　　小学校

令和6年国土交通省告示第8号別添二　第７号第１類とする。

全体計画予定額　3,854,400千円

（４）　延べ面積　　5,701 ㎡

３．　対象工事の概要

この工事監理業務の対象工事の名称、工期及び請負契約概要は、別紙１及び図面のとおりとする。

４．　業務履行期限　　令和　10年 8月　31日

（注）履行期間内に検査職員による検査に合格すること。

５．　現場に派遣する管理技術者等の建築（総合及び構造）担当、設備担当の延べ人数

8,588人･時間(※管理技術者及び意匠主任担当技術者は常駐管理とする)

着手前に技術者の職種別配置計画書を提出し、監督職員の承諾を受けること。

Ⅱ　業務仕様

１．　本特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書（長岡京市版）」（以下「共仕」という。）による。なお、特記仕様書及び共仕によることが困難又は不適当な場合は、監督職員と協議する。

２．　特記仕様書の適用　　「共仕　第１章」

（１）　特記仕様書に記載された特記事項は、「○」印の付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印の付いたものを適用する。また、「○」印と「※」印のついた場合は、共に適用する。「※」が抹消された場合は「○」印の付いたもののみを適用する。

（２）　各特記事項に記載の「　」内表示番号は、共仕の当該項目を示す。

３．　工事監理業務の内容　　「共仕　第２章」

（１）　受注者は、この仕様書で定めるもののほか、工事監理業務委託契約書、共通仕様書、公共建築工事標準仕様書に基づき業務の処理を行わなければならない。

1)　受注者は、長岡京市の発注する工事の監理を公務に準じて行うものであり、誠実かつ公正に業務にあたらなければならない。

2)　受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守するよう指導しなければならない。

3)　受注者は、国土交通省住宅局建築指導課の「工事監理ガイドライン」・同（別紙）を参考とし、発注者との業務の分担は別表１によるものとする。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000019.html

（２）　一般業務　「共仕　第２章　2.1」

一般業務は、共通仕様書「第２章　工事監理業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、監督職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。

また、2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法第18条第４項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。なお、意見を聴いた内容については工事監理報告書に記載すること。

ａ．　工事監理に関する業務　「共仕　第２章　2.1.1」

1)　設計図書の内容の把握等

①　設計図書の内容の把握

共通2.1　1.(2)に定める他、次のことについて検討する。

○　設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合に、監督職員に報告するとともに、工事受注者等と協議し出来る限り改善策を検討すること。

○　上記が困難な場合には、質疑書を作成し、設計者への確認を監督職員に依頼すること。

②　質疑書の検討

○　設計図書について工事受注者等より質疑があった場合、工事受注者等と十分に調整の上、監督職員と協議する。

○　必要に応じて、設計者への確認を監督職員に依頼すること。

③　図面等の作成

○　図面等の作成とは、設計図書の内容を工事受注者等に技術的な観点から補足し、伝達するための詳細図等の作成に限る。

2)　設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

①　施工図の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

※　別紙２「重点工事監理項目」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこととする。

※　施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図について作成した場合には、総合図の検討を行うこととする。

②　工事材料、設備機器等の検討及び報告

※　別紙２「重点工事監理項目」について、本工事に対象のものに関して、特に留意して行うこととする。

必要に応じて次の内容について検討する。

・　模型等の検討

○　材料及び仕上げ見本等の検討
○　建築設備の機械器具の検討
○　上記について、設計者への確認が必要な場合には、監督職員に依頼する。

3)　対象工事と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。

※　別紙２「重点工事監理項目」について、本工事に対象のものに関して、特に留意して行うこととする。

○　工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

工事受注者等から提出された、施工計画書（試験方法、使用材料、品質確認）、施工報告書（試験結果、数量計算書、工事写真等）の照合、確認。

○　受注者は、施工には努めて立会うと共に、必要に応じて施工段階ごとの検査に立ち会わなければならない。

・　基礎ぐい工事の工事監理にあたっては「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」（平成28年３月４日国土交通省住宅局策定）に基づき適正に施工されることを確認すること。

○　確認については、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認、又は工事受注者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。

○　確認方法は、監督職員と事前に協議を行う。

○　材料検査及び製品検査は、原則として現場において行うものとし、これにより難い場合は、工場検査もしくは書類検査によるものとする。

○　受注者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し，不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、監督職員に報告しなければならない。

○　工事施工後外部から検査することの出来ない箇所は、工事受注者等に写真を撮らせて保存しなければならない。

4)　対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

○　上記3)による確認を行った場合には、別途様式により結果を報告すること。

5)　業務報告書等の提出

共仕2.1　1.(6)に定める他、毎月末締め指定日提出で別途様式により工事監理業務報告書を提出すること。

○　別途様式による月間業務計画書・報告書については、当月の実施報告書と次月の予定計画書を添付すること。

b．　工事監理に関するその他の業務　「共仕　第２章　2.1.2」

1)　工程表の検討及び報告

○　実施工程表を検討する業務

2)　設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

○　総合施工計画を確認する業務
○　工種別施工計画書を確認する業務
○　各施工計画書に記載の品質計画を検討する業務

3)　対象工事と工事請負契約の照合、確認、報告等

ⅰ）　工事と工事請負契約の照合、確認、報告

○　受注者は、工事受注者等から工事請負契約等に定めのある提出書類等が提出されたときは、その内容を確認し、監督職員に報告すること。

ⅱ）　工事請負契約に定められた指示、検査等

○　受注者は、工事受注者等から中間出来高請求があった場合は、中間出来高内訳書等を提出させて調査し、監督職員に報告しなければならない。また、中間出来高検査には立ち会わなければならない。

○　受注者は、監督職員から随時検査の実施を指示されたときは、工事受注者等へ事前の検査準備を指示するとともに、既済部分について下検査を行う等の確認をした後、監督職員に報告し長岡京市の検査に立ち会わなければならない。

○　受注者は、工事受注者等から工事完了の報告を受けたときは下検査を行い、工事の完了を確認した後、監督職員に報告し長岡京市の検査に立会わなければならない。

○　検査によって手直し工事等の指示が生じた場合は、受注者は、工事受注者等から手直し工事完了の報告を受け次第、手直し工事の完了を確認し、長岡京市の検査に立会わなければならない。

ⅲ）　工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

○　破壊検査を行う必要がある場合には、原則として監督職員と協議しなければならない。

4)　関係機関の検査の立会い等

受注者は、対象工事に関し、次の関係機関の検査等の申請書作成及び検査に立ち会うこととする。

○　建築主事による検査(民間検査機関等を含む)

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び京都府福祉のまちづくり条例等に基づく検査等

○　受注者は、監督職員より求めがあった場合、必要に応じて、監査、会計検査、かし検査等について立会い、業務にかかる資料を作成し、説明を行うものとする。

○　その他工事完成に必要な関係官公署等を含むすべての検査・届出については対応すること

（3）　追加業務　「共仕　第２章　2.2」

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。

○　関連工事の調整に関する業務

工事が複数の工事受注者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事受注者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

○　施工計画等の特別の検討及び助言に関する業務

現場、製作工場などにおける次に掲げる特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事受注者等に対して助言すべき事項を監督職員に報告する。

工事進捗に伴い、仮設計画の変更が発生するため、仮設計画図を参考に施設運営及び施設関係者の通行等に支障がないよう安全計画等を工事受注者等とよく協議し、監督職員へ報告すること。

・　杭地業工事全数立会い確認に関する業務

杭地業工事については、全数施工に立ち会い、設計図書どおり適切に施工されていることを確認し、その結果を監督職員に報告する。

○　完成図の確認等

ｱ　設計図書の定めにより工事受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認の上、修正・追記し結果を監督職員に報告する。

ｲ　前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

（４）　その他

1)　受注者は業務を遂行するに当たって、権限の範囲を越える下記の事項については、速やかに監督職員に報告し、協議を行う等必要な措置をとらなければならない。

ただし、緊急時の臨機の指示は行えるものとする。

①　契約書の内容に関わる、変更などを必要とする場合。

②　設計図書に明記されていないもので、工事金額の増減や、意匠・構造に影響する事項。

③　受注した業務のうち、次に掲げる重要な事項、及び監理業務の範囲以外の事項。

ｱ　関係官公署から指示又は注意を受けたとき。

ｲ　付近住民から苦情の申出があったとき。

ｳ　工事受注者等より、使用材料・施工法などについて変更の申出があり、その申出に合理性があると認められるとき。

ｴ　天候、気温その他、やむを得ない事由のため、設計図書により難い不利な条件の発生が予想されるとき。

ｵ　天災、その他やむを得ない理由により、工事進捗に支障を来し、又は工事が継続できない事情が生じたとき。

ｶ　工事施工に伴い第三者に損害を及ぼしたとき。

ｷ　工事遅延の恐れのあるとき

ｸ　工事受注者等に、契約書又は各種法令の遵守に関し、重大な違反があると認められるとき。

2)　受注者は、工事受注者等の決定に係る工事用材料及び機器の製作者（その施工者を含む。）の選択については関与してはならない。

3)　受注者は、工事受注者等に対し、既設工作物道路、並びに樹木等に損害を与えないように周到な方策を講じさせなければならない。

４．　業務の実施　「共仕　第３章」

（１）　適用基準等　「共仕　第３章　3.2」

特記なき場合は、国土交通省（旧建設）大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

年版等については、最新版を適用するものとする。

ａ．　共通　（　年　版　等　）

※　建築工事監理業務委託共通仕様書（長岡京市版）	（　令和2年改訂版　）	・貸与
※　長岡京市工事施工要綱	（　令和7年改訂版　）	・貸与
※　長岡京市工事出来高査定基準	（　令和7年改訂版　）	・貸与
※　長岡京市暴力団等排除条例	（　平成25年4月版　）	・貸与
○　官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	（　平成25年制定　）	・貸与

○　官庁施設の総合耐震診断・改修基準　（　平成8年制定　）　・貸与
○　建築物解体工事共通仕様書　（　令和4年度版　）　・貸与
・　京都府電子納品ガイドライン　（　令和4年3月版　）　・貸与
※　対象工事の設計図書（ｂおよびｃに示されたものを除く）　・貸与

ｂ．　建築　（　年　版　等　）
○　建築工事設計図書作成基準　（　令和2年改定　）　・貸与
○　敷地調査共通仕様書　（　令和4年改定　）　・貸与
※　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　（　令和7年度版　）　・貸与
○　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（　令和7年度版　）　・貸与
※　公共木造建築工事標準仕様書　（　令和4年度版　）　・貸与
○　建築設計基準　（　令和6年改定　）　・貸与
○　建築構造設計基準　（　令和3年改定　）　・貸与
・　基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン　（　平成28年3月4日）　・貸与
※　建築工事標準詳細図　（　令和4年改定　）　・貸与
○　構内舗装・排水設計基準　（　平成27年制定　）　・貸与
※　建築工事監理指針　（　令和7年度版　）　・貸与

ｃ．　設備　（　年　版　等　）
○　建築設備計画基準　（　令和6年版　）　・貸与
○　建築設備設計基準　（　令和7年版　）　・貸与
○　建築設備工事設計図書作成基準　（　令和7年版　）　・貸与
※　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　（　令和7年版　）　・貸与
※　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　（　令和7年版　）　・貸与
○　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　（　令和7年版　）　・貸与
※　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　（　令和7年版　）　・貸与
※　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　（　令和7年版　）　・貸与
○　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　（　令和7年版　）　・貸与
○　雨水利用・排水再利用設備計画基準　（　平成28年版　）　・貸与
○　建築設備耐震設計・施工指針　（　2014年版　）　・貸与
　　監修：独立行政法人建築研究所
○　建築設備設計計算書作成の手引　（　令和6年版　）　・貸与
※　電気設備工事監理指針　（　令和7年版　）　・貸与
※　機械設備工事監理指針　（　令和7年版　）　・貸与
○　長岡京市排水設備工事基準　（　　）　・貸与

（２）　受注者は次に掲げる書類帳簿等を工事監理事務所等に備え付け、これを整理しておかなければならない。
○　４．（１）で指定した基準書類、及び４．（８）で貸与した資料類
○　実施工程表　○　工事報告書　○　工事監理報告書
○　工事打合せ記録　○　試験に関する書類　○　下請負人名簿
○　使用機(資)材発注先名簿　○　施工チェックシート　○　出勤簿
○　気象表　○　関係者連絡先一覧表　○　各種提出書類の控
○　その他市監督職員が必要と認めるもの

（３）　管理技術者等の資格要件　「共仕　第３章　3.4」

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。

なお「管理技術者等」とは、管理技術者・担当主任技術者・担当技術者・建築設備資格者を総称していう。

管理技術者及び建築（意匠又は構造）担当主任技術者は受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

1)　管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

管理技術者は、建築設備資格者、担当主任技術者及び担当技術者を兼務することはできない。

○　建築士法(昭和25年法律第202号以下同じ。）第２条第２項に規定する一級建築士

・　建築士法第２条第５項に規定する建築設備士

※　公共建築工事標準仕様書（○建築工事編　○電気設備工事編　○機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又は、それに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。

2)　建築設備資格者

建築設備資格者については、次の資格要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等について技術能力及び経験を有する者とする。

○　建築士法第２条第５項に規定する建築設備士

・　建築士法第２条第５項に規定する建築設備士、一級電気工事施工管理技士又は一級管工事施工管理技士のいずれかの資格を有すること。

※　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事又は機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した公共工事監理を実施した経験を有すること。

○　電気設備又は機械設備担当主任技術者のいずれかを兼務してもよいものとする。

3)　担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の内容を的確に判断する能力とともに、工事監理についての技術能力及び経験を有する者とする。また、担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、担当主任技術者を１名ずつ選定し配置する。

○　当該担当各部門に応じた公共建築工事標準仕様書（○建築工事編 ○電気設備工事編 ○機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、監督職員がそれと同等の能力があると認めた者であること。

※　兼務について

建築意匠担当と建築構造担当　　○　兼務を認めない　・　兼務を認める

電気設備担当と機械設備担当　　○　兼務を認めない　・　兼務を認める

~~（建築設備資格者と兼務しない場合）~~

（４） 軽微な設計変更等 「共仕 第３章 3.6」

1) 監督職員から軽微な変更等の指示を受けたときは、当該変更に関する図面等の資料を作成する。

2) 監督職員から変更の指示を受けたときは、当該変更に関する図面及び工事費内訳書（営繕積算システムＲＩＢＣ）等を作成する。

3) 材料、工法等に関し、工事受注者等より工事変更の申し出があったときは、変更図面及び変更見積書を提出させ、審査のうえ止むを得ないと認められるときは監督職員と協議しなければならない。

（５） 提出書類 「共仕 第３章 3.7」

ａ．次に掲げる書類等の提出場所（ 長岡京市 ）

提出書類等	部数	製本形態	電子納品	備考
☑５．成果品等の提出について成果品一覧による	必要部		☑ 対象	

ｂ．業務実績情報の登録について

公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録 ○要 ・不要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録の内容について監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には登録の完了が確認できる資料として、「業務カルテ仮登録（監督職員の押印済み）」を検査員に提出し、確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

（６） 打合せ及び記録 「共仕 第３章 3.8」

ａ． 監督職員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。

1) 業務着手時

2) 業務計画書に定める時期

3) 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

4) その他 （ 定例会議及び分科会等 ）

ｂ． 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事受注者等と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

（７） 業務計画書 「共仕 第３章 3.9」

業務計画書の記載事項については、次のとおりとする。

ａ． 業務一般事項

1) 業務の目的

2) 業務計画書の適用範囲

3) 業務計画書の適用法令

4) 業務計画書の適用基準類

5) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲・適用法令・適用基準類、並びに本計画書に内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を記載する。

ｂ． 業務工程計画

別途様式に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表に

ついても参考として添付する。

c．　業務体制

1)　受注者側の管理体制

別途様式「受注者管理体制系統図」に必要事項を記載する。

2)　業務運営計画

※　受注者が現場定例会議に参加する場合

現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。受注者が現場定例会議に参加しない場合は、受注者が工事受注者等と施工状況の確認の為、適切に連絡をとる方法について記載する。

3)　管理技術者等の経歴

別途様式「管理技術者経歴書」、「管理技術者・主任技術者１」及び「管理技術者・主任技術者２」に必要事項を記載する。

○　なお、提出書類については、免許証の写しを添付すること。また、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督職員の照合を受けること。

○　主任技術者に協力事務所の技術者を配置する場合には、別途、業務委託承諾願を提出し、発注者の承諾を得ること。

○　承諾願いの提出に際しては、協力事務所の技術者に関する経歴表を提出し、建築士については、免許証の写しを添付すること。なお、受注者において当該技術者の免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、発注者に報告すること。

○　免許証の原本が提示出来ない場合には、監督職員に報告すること。

○　免許証の原本確認が出来ない場合には、当該技術者を本業務の担当者として認めないことがあるので注意すること。

4)　業務フロー

監督職員により指示された内容のフローとする。監督職員より当該部分の写しを受け取り、内容を把握の上、添付する。

d．　業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

（8）　貸与品等　「共仕　第３章　3.10」

４．（１）で貸与とされた基準書類等の他、次のもの

貸与する資料	貸与場所	返却時期、場所
○（確認申請書副本　）	（教育施設課）	（業務完了時、同左　）
○（構造計算書　）	（教育施設課）	（業務完了時、同左　）
○（地質調査資料　）	（教育施設課）	（業務完了時、同左　）
○（設備計算書　）	（教育施設課）	（業務完了時、同左　）
○（工事参考数量書　）	（教育施設課）	（業務完了時、同左　）
○（請負代金内訳書　）	（教育施設課）	（業務完了時、同左　）

（9）　関係機関への手続き等　「共仕　第３章　3.11」

○関係機関への手続き等については、建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し監督職員に提出し、また検査に立会う。

○中間検査、仮使用検査、完了検査等官公庁等の各種検査を受けるために要する費用を負担すること。

○関係機関の検査手数料については、申請時の日本ＥＲＩ株式会社の中間検査手数料、仮使用

手数料（省エネ適合判定等に係る建築物の整合確認及び検査手数料等を含む）を見込んでいる。変更が生じた場合は、監督職員に報告し協議を行うこと。

(10)　監理業務報告

1)　受注者は、工事監理の各段階において次に掲げる書類を作成しなければならない

①　業務計画書　　監理業務の主要実施事項を記入する。

②　工事監理業務報告書　　工事監理業務報告書については、以下の構成とする。

1）月間業務計画・報告書
請負者等が提出した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立てた月間業務計画として報告書のうち「予定」の欄に、必要事項を記載する。その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について、同様式のうち「実施」の欄に必要事項を記載する。

2）工事監理業務日報
日々の業務内容について、簡潔に記載する。

3）現場立会写真

③　工事旬報等　　工事の出来高、種別出面数等を記入する。
工事旬報詳細を添付する。

④　打合せ記録　　定例打合せ等の内容を記載する。監督職員等との打合せ結果について、別途様式「打合せ記録簿」に必要事項を記載する。

⑤　報告書・提案書　　報告書

1）検査立会及び材料検収立会の報告をする。

2）チェックポイント、チェックの日付、打合せ事項、指示、承認、確認した事項、その他について施工チェックシートを用いて記入する。

3）工事受注者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、別途様式「報告書・提案書」に工事受注者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。必要に応じ、監督職員からの指示内容が記載された「指示書」、受注者と監督職員との間の協議内容が記載された別途様式「協議書」についても添付することとする。

提案書

1）工事の変更が生じる場合、提案書を作成し、概算内訳書と変更内容がわかる図面を添付し提出する。

⑥　協議書

1）監理者において結論を出せない内容で協議を行う必要があるものについて記載し、提出する。

2）諸官庁協議の内容を記載し、提出する。

⑦　設計変更にかかる書類　　監督職員からの指示を受けた時は、変更にかかる図面及び工事費内訳書(RIBC)、その数量等根拠となる資料を作成する。

2)　提出時期等については、５．成果品等の提出について成果品一覧による。

3)　毎月末日には、工事受注者等作成の月間工事報告書の内容を確認し、監督職員に提出しなければならない。

(11)　検査　「共仕　第３章　3.12」

業務完了届については、別途様式「業務完了届」に必要事項を記載する。

(12)　その他留意事項

○工事実施期間中は作業内容を事前に把握して、施設関係者や監督職員等に説明できるようにし、作業完了後（施設利用前共）は工事受注者及び監督職員等とともに現地確認のうえで施設利用に関して支障がないように配慮する。

○軽微な図面の修正や、施設運営上の要望については、工事受注者と協議し、柔軟に対応すること。

○受注者が、しゅん工図　CADデータ作成を行う(全ての文字サイズ及び線太さ等の調整を含む)原則として、管理技術者は、工事工程会議に出席し工事受注者と協議し工程管理を行う。

○管理技術者は、工事受注者と協議し検査立合を行う。
管理技術者は、主任技術者に検査立会及び施工図・承諾図の確認業務を指示することができる。

○市検査担当課が行う検査には、管理技術者・主任技術者は必ず参加するものとする。

別表１　　発注者と受注者との業務の分担

	業務項目		受注者	発注者
工事監理業務に係る業務	(1)工事監理方針の説明	(ⅰ)工事監理方針の説明	○	
		(ⅱ)工事監理方法変更の場合の協議	○	
	(2)設計図書の内容の把握等	(ⅰ)設計図書の内容の把握	○	○
		(ⅱ)質疑書の検討	○	○
	(3)設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(ⅰ)施工図等の検討及び報告	○	
		(ⅱ)工事材料、設備機器等の検討及び報告	○	
	(4)工事と設計図書との照合及び確認		○	
	(5)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告		○	○
	(6)工事監理報告書等の提出		○	
工事監理に係るその他の業務	(7)請負代金内訳書の検討及び報告			○
	(8)工程表の検討及び報告		○	
	(9)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		○	
	(10)工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(ⅰ)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○	○
		(ⅱ)工事請負契約に定められた指示、検査等	○	○
		(ⅲ)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	○	
	(11)工事請負契約の目的物の引渡しの立会い			○
	(12)関係機関の検査の立会い		○	○
	(13)工事費支払いの審査	(ⅰ)工事期間中の工事費支払い請求の審査		○
		(ⅱ)最終支払い請求の審査		○

・　○印の業務を担当する。
・　受発注者双方に○のあるものは、双方で行うものを示す。
・　(2)(ⅰ)中、設計者への確認は、発注者が行うものとする。
・　(2)(ⅱ)中、設計者への確認及び、質疑書の協議結果の施工者への通知は発注者が行う。
・　(5)中、施工者への是正の指示については発注者が行う。
・　(6)中、建築基準法に基づく特定行政庁への報告等は、発注者が行う。
・　(10)(ⅰ)中、照合及び確認については双方で、施工者への是正指示等は発注者が行う。
・　(10)(ⅱ)中、試験、立会、確認、審査、協議については双方で、指示、検査、承諾及び助言については発注者が行う。
・　(10)(ⅲ) 中、検査については、発注者が行う。
・　(12)中、建築基準法等に基づく検査書類の作成については発注者が行い、検査の立会いについては双方で行う。
・　上記に関わらず、検討、協議、照合、及び確認については双方で協力して行うこととする。

『工事概要書』

A. 工事名称

長岡第三小学校校舎等建設工事

B. 工事場所

長岡京市今里4丁目地内

C. 工事内容

設計図書名:長岡第三小学校校舎等建設工事（図面枚数　計335枚）

①校舎建設(RC造3階建て　延床面積5,690㎡)

②外構工事(農具庫、駐車場、倉庫、フェンス他)

③上記に伴う電気・機械設備工事

D. 施設規模

	校舎	5,690 ㎡
	農具庫	2 ㎡
	受水槽ポンプ室	9 ㎡
	仮設渡り廊下	0 ㎡
計		5,701 ㎡

E. しゅん工期限

令和10年8月31日

F. 工事留意事項

別紙、現場説明書による。

（別紙２）　重点工事監理項目（建築）　　「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」対応版

工事監理業務の内容（模型、材料及び仕上見本の検討）

施工図の検討については、下記に関連するものについて行う

章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
1 7 7 7	4 3 3 3	4 3 7 8	鉄骨工事	製品：製作精度	材質、主要寸法（長さ、幅、厚さ等）、ボルト孔、スリーブ、鉄筋貫通孔の位置・寸法	
1 7 7 7	4 3 4 6	4 3 2 10	鉄骨工事	製品：製品検査	溶接状況、摩擦面の状況、開先の形状等	
1 11 11	4 2 3	4 2 2	ﾀｲﾙ工事	材料 （セラミックタイル）	規格、種類、色調（型番）、形状、寸法、裏あしの高さ（JISＡ5209）、JIS適合品、耐凍害性、耐滑り性	

（別紙２）　重点工事監理項目（建築）　　「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」対応版

工事監理業務の内容（工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認）
施工図の検討については、下記に関連するものについて行う

章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
1	5	5		縄張り、遣方、足場等：敷地の状況確認及び縄張り（敷地境界）	境界石の位置、境界	
2	2	1	仮設工事			
1	5	5		縄張り、遣方、足場等：敷地の状況確認及び縄張り（縄張り）	建築物等の位置	
2	2	1	仮設工事			
1	5	5		縄張り、遣方、足場等：ﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ	設置状況／高さ	
2	2	2	仮設工事			
1	5	5		縄張り、遣方、足場等：遣方	水平基準高さ／基準墨	
2	2	3	仮設工事			
1	5	5		根切り等：根切り	根切り底の深さ及び状態、支持地盤（土質等）	
3	2	1	土工事			
1	5	6		既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業：ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸ工法（試験掘削・試験杭）	支持層の確認、掘削径、掘削深さ、施工時間、根固め液の調合の確認、根固め液及び杭周固定液の注入量、建込み中の鉛直度並びに杭頭の高さの確認、アースオーガに付着している土砂の確認／掘削深さ、杭の支持層への根入れ長さ、杭の水平方向の位置ずれ寸法、杭の建込みの状況	
4	1	3				
4	2	1				
4	2	2				
4	3	4	地業工事			
1	5	6		場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業：工法（ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ工法、ﾘﾊﾞｰｽ工法、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ工法、場所打ち鋼管コンクリート工法、拡底杭工法）（試験杭）	位置、種類、掘削中の孔壁の保持状況、泥水又は安定液の品質管理、掘削深さ、掘削形状、支持層の確認、スライム沈着状況と処理方法、鉄筋かごの設置状況、コンクリートの打込み方法、コンクリートの投入量、施工時間の確認、掘削速度等の変化、掘削した土砂の照合、杭の支持層への根入れ長さ、支持層の確認	
4	1	3				
4	2	1				
4	2	2				
4	5	5				
4	5	6	地業工事			
1	5	6		試験：杭の載荷試験（試験計画書）（試験杭）	杭の状況、載荷荷重、特記事項（位置、本数）	
4	2	1				
4	2	3	地業工事			
1	5	6		試験：地盤の載荷試験（平板載荷試験）（試験計画書）（試験）	載荷荷重、試験位置	
4	2	1				
4	2	4	地業工事			
1	5	5		鉄筋：加工・組立	種別、径、長さ、本数、間隔、余長、曲げ半径／継手、定着、フック／かぶり厚さ／補強　鉄筋の保護、養生	
5	1	3				
5	3	1				
～	～	～				
5	3	7	鉄筋工事			
1	5	5		ｺﾝｸﾘｰﾄ：工法（打込み後の確認等）	欠陥（コンクリートの有害なひび割れ及びたわみ、空洞、豆板、コールドジョイント等）の有無の確認	
6	6	7	ｺﾝｸﾘｰﾄ工事			
1	5	5		型枠：型枠の加工及び組立（組立）	主要墨／部材断面／建入れ／通り／階高／勾配（型枠で勾配をとる場合）	コンクリート打放し仕上の場合
6	8	3				
6	8	3	ｺﾝｸﾘｰﾄ工事			
1	5	5		高力ﾎﾞﾙﾄ接合：締付け後の確認（トルシア型高力ボルト）	ピンテールの破断、マーキングのずれによる共回り・軸回りの有無、ナット回転量、ボルトの余長	一工程施工段階
7	4	8	鉄骨工事			
1	5	5		高力ﾎﾞﾙﾄ接合：締付けの確認（JIS形高力ボルト）	マーキングのずれによる共回りの有無、ナット回転量、ボルトの余長	一工程施工段階
7	4	8	鉄骨工事			
1	5	5		溶接接合：溶接部等の確認（溶接着手前）（溶接作業中）（溶接完了後）	溶接着手前（隙間、食違い、ずれ、ルート間隔、開先角度及びルート面の加工精度等、組立溶接、溶接部の清掃の良否、予熱、エンドタブの取付け状態、完全溶込み溶接を行う技能資格者の識別）、溶接作業中（溶接順序、溶接姿勢、溶接棒径、ワイヤ径、溶接電流、アーク電圧、入熱、パス間温度、各層間のスラグ清掃、裏はつりの状態）、溶接完了後（ビード表面の整否、ピット、アンダーカット、クレーター等の状態、溶接部の寸法、内部欠陥、エンドタブの処理状態）	一工程施工段階
7	6	10	鉄骨工事			
1	5	5		工事現場施工（建方等）（建方）	建方精度、組立順序、建方中の構造体の補強の要否、仮ボルト、建入直し、建方完了後の形状及び寸法精度	
7	10	2				
7	10	5	鉄骨工事			

1 10 ～ 10	5 3 ～ 7	5	石工事	各種工法（下地ごしらえ）	鉄筋、アンカー、取付け金物、錆止め	ホール等重要部位の石張りの場合
1 10 ～ 10	5 3 ～ 7	5	石工事	各種工法（取付け）	取付け金物、裏込めモルタル、目地、だぼ等の固定	ホール等重要部位の石張りの場合
1 11 11	5 2 3	5 6 5	ﾀｲﾙ工事	セメントモルタルによるタイル張り、有機系接着剤によるタイル張り：施工（張付け）	精度	計測記録により検査、外観目視検査
1 15 15	5 3 8	5 5 5	左官工事	ﾓﾙﾀﾙ塗り、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ塗り：工法（上塗り）	平たんさ、むら、塗厚	外壁、一工程施工段階
1 15 15	5 6 6	5 6 7	左官工事	仕上塗材仕上げ：工法、所要量等の確認	工程ごとの所要量、模様、色、つや等	目視検査
1 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	5 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	5 5 5 5 5 5 4 3 3 4 5 5 5	建具工事	建具：工法（加工及び組立、取付け）	位置、開き勝手、アンカー、溶接箇所、防錆	特殊な建具の場合
1 16	5 14	5 4	建具工事	ガラス：工法（ガラスの切断、小口処理、ガラスのはめ込み）	切断面、小口の防錆処置、シーリング材、ガスケット、セッティングブロック／掛り代	特殊ガラス、デザイン上重要なものの場合
1 17	5 2	5 5	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ﾒﾀﾙｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ：取付け（躯体付け金物）	強度、精度（寸法許容差）	
1 17	5 2	5 5	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ﾒﾀﾙｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ：取付け（主要部材）	精度（寸法許容差）、本留め、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画等の処理	
1 17	5 3	5 4	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ＰＣｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ：製作	鉄筋の組立、かぶり厚さ、吊上げ用金物・取付け用金物回りの補強	
1 17	5 3	5 5	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ＰＣｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ：取付け（躯体付け金物）	強度、精度（寸法許容差）	
1 17	5 3	5 5	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ＰＣｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ：取付け（主要部材）	精度（寸法許容差）、本留め、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画等の処理	
1 18 ～ 18	5 4 ～ 12	5 1 2	塗装工事	各種塗料塗り	表面仕上り、色、模様、むら、塗り回数、塗付け量、膜厚	
1 19	5 2	5 3	内装工事	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ、ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ及びｺﾞﾑ床ﾀｲﾙ張り：施工	表面仕上げ	
1 19	5 3	5 3	内装工事	カーペット敷き：工法（各種工法）	敷き込み、割付け、毛並みの方向	
1 19	5 7	5 3	内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法（ボード類、合板等の張付け）	留付け用ねじ類の間隔、目地通り、不陸、目違い	
1 19	5 7	5 3	内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法（せっこうボード直張り工法）	接着剤の間隔・盛上げ高さ、仕上げ面	
1 19	5 7	5 3	内装工事	せっこうボード、その他ボード及び合板張り：工法（せっこうボード継目処理工法）	下塗り及びテープ張り、中塗り、上塗り	

（別紙２）　重点工事監理項目（電気設備）　　「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版」対応版

工事監理業務の内容（工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認）

施工図の検討及び建築設備の機械器具の検討については、下記に関連するものについて行う

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
2	2	1	10,11,13	配管・配線工事	施工：ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸの敷設（その他）	防火区画貫通部の処理、エキスパンション部の処理、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	1	13	配管・配線工事	施工：バスダクトの配線（敷設）	支持間隔、エキスパンションダクト、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	9	2				
2	2	1	10,11	配管・配線工事	施工：バスダクトの配線（接続）	防火区画貫通部の処理、ボンディング	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	9	3				
2	2	1	1～13	配管・配線工事	施工：電線の接続	接続方法及び状態、絶縁処理方法及び状態、機器端子との接続、締付け、ケーブルの分岐接続、接続箇所の点検方法、ボックス内収容心線数、配管等の耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	14		電灯設備工事	施工：照明器具の取付及び配線	支持方法・支持本数、振止め、脱落防止・耐震処置、ダウンライト器具の質量による支持方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	14	1	配管・配線工事	施工（電力・通信）：照明器具の取付及び配線（配線・接続）	器具内配線処理、外部配線との接続、接地線との接続、連結器具の接続部、送り端子の接続部	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	14			施工（電力・通信）：分電盤、実験盤、ＯＡ盤、制御盤、端子盤の取付及び配線（位置・納まり）	取付位置・高さ、埋込盤における壁との納まり、操作・保守点検スペース、非常照明用分電盤の配線用遮断器の高さ（1.2m以下）キャビネットの傾き	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	15		配管・配線工事			
2	2	14			施工（電力・通信）：分電盤、実験盤、ＯＡ盤、制御盤、端子盤の取付及び配線（支持・固定）	支持固定方法、部品の取付方法、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	15		配管・配線工事			
2	2	18	1	配管・配線工事	施工：調整・その他（総合調整）		
2	2	11	1		施工：架空配線（建柱）	建柱位置、根入れ深さ、根かせ位置・取付け方向、支線・支柱の取付状態（根開き、根かせ）、支線ガードの要否、接地	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	11	5	架空配線工事			
2	2	11	4	架空配線工事	施工：架空配線（架線）	架空配線高さ、相互の離隔、工作物等との距離、電線接続及び接続位置、ちょう架の方式、ケーブル支持間隔、接地、端末処理、引込口の防水処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	12	4	地中配線工事	施工：地中配線（管路の敷設）	埋没深さ、管相互の間隔等ふ設状態、ガス、水道管との離隔、管の防食処理、建物への配管引込み箇所の防水・防食処理及び耐震処理、埋設標識シートのふ設と表示内容、埋設標の種別・位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	12	5	地中配線工事	施工：地中配線（ケーブルの敷設）	種別・サイズ、通線方法、マンホール・ハンドホール内でのケーブル支持・余長、管路口の防水処置、水抜穴、ケーブルの用途及び行先表示、マンホール・ハンドホール内でのモールド接続、高圧ケーブル端末処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	13	10～14	接地工事	施工：接地線の敷設（接地極の埋設）	位置・深さ、他の接地極との離隔、接地線との接続、ガス配管等との離隔、抵抗値	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	13	10～12	接地工事	施工：接地線の敷設（接続）	接地線相互、接地線と接地極との接続、異種金属間の接続、突針と導線との接続、導線と鉄骨・鉄筋等との接続、棟上導体と周辺の金属製工作物の接続、水切金物の水切状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	17	2	雷保護設備工事	施工：受雷部の敷設	取付位置・高さ、保護角・保護範囲、支持管の取付状態、導体の太さ・幅・厚さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	17	3	雷保護設備工事	施工：引下げ導線の敷設	支持方法・支持間隔、電力・通信線、ガス管との離隔、棟上げ導体の種別・位置・保護範囲、伸縮継手	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	1	1～9		機材（受変電）：機材の検査（受変電設備機器）	盤形式、構造（充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具）、表面の色彩、導電部（導体の配置、色別、離隔、電流密度、モールド形変圧器の表面の保護、並列接続）、盤内器具の形式・種類・定格・容量、高圧機器の形式・種類・定格・容量、表示事項、予備品、リフタ（多段積高圧スイッチギアのみ）、付属品、高圧充電部の保護	
3	1	2	1～9				
3	1	5	1～8	機器取付工事			

3	2	1	1	機器取付工事	施工（受変電）：受変電機器の据付及び配線（位置・納まり）	設置位置、配列状態、操作・点検スペース、水平調整（ライナー、チャンネルベース等）、通気・換気状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	1	機器取付工事	施工（受変電）：受変電機器の据付及び配線（支持・固定）	支持・固定方法、状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	3	1～3	機器取付工事	施工（受変電）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音、機能試験、継電器特性（標仕 「機材の試験」による）	
3 3 3	1 1 1	3 4 7	1～9 1～9 1～8	機器取付工事	機材（特別高圧受変電）：機材の検査（特別高圧受変電機器）	盤形式、構造（充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具）、表面の色彩、導電部（導体の配置、色別、離隔、電流密度、モールド形変圧器の表面の保護、並列接続）、盤内器具の形式・種類・定格・容量、高圧機器の形式・種類・定格・容量、表示事項、予備品、付属工具、高圧充電部の保護	
3	2	1	1	機器取付工事	施工（特別高圧受変電）：受変電機器の据付及び配線（位置・納まり）	施工計画、設置位置、配列状態、操作・点検スペース、水平調整（ライナー、チャンネルベース等）、通気・換気状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	1	機器取付工事	施工（特別高圧受変電）：受変電機器の据付及び配線（支持・固定）	支持・固定方法、状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	3	1～3	機器取付工事	施工（特別高圧受変電）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音、機能試験、継電器特性（標仕 「機材の試験」による）	
4	3	1	1,2	機器取付工事	施工（電力貯蔵装置）：直流電源機器・静止形電源機器の据付（支持・固定）	設置位置、支持・固定方法、状態、耐震・防振装置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
4	3	3	1,2	機器取付工事	施工（電力貯蔵装置）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	標仕「施工の試験」による	
5	1	1～6		機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、熱併給発電装置）（発電設備機器）	発電機・原動機の形式・構造・定格・性能・外観・表示、始動装置・停止装置の方式・構造・性能、共通台板の形式・構造・耐震処置、配電盤の形式・構造・規格・計測器具、保安装置の項目、燃料小出槽・主燃料槽の形式・構造容量、消音器の形式・性能・外観、予備品等（排熱回収装置は、機械設備標仕による）	
5	1	7	2	機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（太陽光発電装置）（太陽電池モジュール）	形式・性能・ＪＩＳ	
5	1	7	2	機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（太陽光発電装置）（アレイ）	形式・性能・ＪＩＳ・製造者標準規格	
5	1	7	3	機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（太陽光発電装置）（接続箱）	形式・性能・製造者標準規格	
5	1	7	4	機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（太陽光発電装置）（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）	形式・性能・製造者標準規格	
5	1	8	1～7	機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（風力発電装置）（発電設備機器）	風力発電装置、風車・発電機の形式・構造・定格・性能・外観・表示、監視制御装置・計測装置・保護装置は製造者標準、系統連系の有無、諸装置は製造者標準、設置条件	
5 5 5	2 2 2	1 2 3		機器取付工事	施工（発電装置）：据付け（ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池、熱併給発電設備）（位置・納まり）	設置位置、配列状態、耐震処置、操作点検スペース、水平調整、保有距離、通気・換気状態、騒音	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5 5 5	2 2 2	1 2 3		機器取付工事	施工（発電装置）：据付け（ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池、熱併給発電設備）（位置・納まり）	支持・固定方法、状態、防振支持、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	4		機器取付工事	施工（発電装置）：据付け（太陽光発電装置）（位置・納まり）	設置場所・十分な構造・耐候性、保守点検スペース（太陽電池モジュール）、保守容易取替え可能	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	4		機器取付工事	施工（発電装置）：据付け（太陽光発電装置）（支持・固定）	支持・固定方法・耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	5		機器取付工事	施工（発電装置）：据付け（風力発電装置）（位置・納まり）	設置場所・十分な構造（自重、積雪、風圧、地震その他の振動・衝撃）、耐候性	
5	2	5		機器取付工事	施工（発電装置）：据付け（風力発電装置）（支持・固定）	基礎工事は、標仕第１編「一般共通事項」（土工事、地業工事、コンクリート工事）による	
5	2	7	1～7	機器取付工事	施工（発電装置）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	標仕「施工の試験」による	
6	1	21	1	機器取付工事	機材（通信・情報）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	構造試験、性能試験、機能試験	

重点工事監理項目

6	2	13	1,2	機器取付工事	施工（通信・情報）：通信設備機器類の取付及び配線（支持・固定）	支持固定方法・状態、部品の取付状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	28	1		施工（通信・情報）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	絶縁抵抗試験、UTPケーブルの伝送品質測定	
6	2	28	2	機器取付工事			
6	2	24	1,2		施工（通信・情報）：防災設備機器類の取付及び配線（支持・固定）	支持固定方法・状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	25	1,2				
6	2	26	1,2				
6	2	27	1,2	機器取付工事			
7	1	4	1～7	機器取付工事	機材（中央監視制御）：機材の検査（監視制御装置）	形式・構造・表示・寸法（監視操作装置・信号処理装置・記録装置）、形式・構造・規格・機能・容量・表示（印字）速度・停電補償、伝送装置・伝送方式、グラパネ・ＣＲＴ、プリンタ等の表示（ドット式・写真式）項目、印字数・印字速度	
7	2	1	1	機器取付工事	施工（中央監視制御）：据付け及び配線（支持・固定）	卓上機器の置台の移動、転倒防止・耐震処置、卓上機器の落下防止・耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	3	1		施工（中央監視制御）：調整・その他（測定及び試験）	機能試験	
7	2	3	2	機器取付工事			

（別紙２）　重点工事監理項目（機械設備）　「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版」対応版

工事監理業務の内容（工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認）

施工図の検討及び建築設備の機械器具の検討については、下記に関連するものについて行う

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
2	2	4	1	配管工事	施工：配管一般 （建物導入配管）	配管要領の確認	
2	2	4	1	配管工事	施工：配管一般 （建物エキスパンションジョイント部配管）	配管要領の確認	
2	2	4	1	配管工事	施工：配管一般 （伸縮管継手）	伸縮管継手及び固定点の位置及び固定方法	
2	2	4	1	配管工事	施工：配管一般 （絶縁継手）	絶縁の方法、設置個所、継手仕様	
2	2	4		配管工事	施工：冷温水・冷却水・給水配管 （エア抜弁）	必要箇所の確認	
2	2	4	8	配管工事	施工：排水配管 （間接排水）	必要箇所・排水口空間の確認	
2	2	5	1	配管工事	施工：管の接合一般事項	使用工具及び接合法の確認、切断面の状況、管内の異物の除去、管端面の養生	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	2		施工：ねじ接合	ねじの良否・ねじ山の異物の除去、締め付けの程度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	3			管端面の処理、管端コアの確認	
2	2	5	4	配管工事		ねじ部の密封処理、使用工具、チャック損傷部の処理	
2	2	4	6		施工：フランジ接合	均等な締め付け、溶接の場合両面の溶接	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	2			管端面の処理	
2	2	5	3				
2	2	5	4				
2	2	5	5				
2	2	5	7	配管工事			
2	2	5	2		施工：溶接接合	溶接方法、溶接資格者、開先加工、仮付け、溶接材料、ビート状態、溶接部の検査	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	4				
2	2	5	7				
2	2	5	15	配管工事			
2	2	5	2		施工：鋼管の接合 （ハウジング形管継手による接合）	規格、均等な締め付け、接合用加工部・リング溶接加工部及び管端ｼｰﾙ面の防錆処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	5				
2	2	5	7	配管工事			
2	2	5	2		施工：排水鋼管用可とう継手（ＭＤジョイント）接合	管端部の防錆処理、部品の装着、差込み長さ、ボルト・ナットの締め付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	6	配管工事			
2	2	5	8		施工：メカニカル接合	使用工具、差込み長さ、かしめ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	10			ゴム輪の挿入、均等な締め付け	
2	2	5	11			継手形式ごとの製造者の施工標準による接合	
2	2	5	12	配管工事			
2	2	5	8	配管工事	施工：差込接合	接着部の研磨、フラックスの除去、ろうの種類	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	9		施工：接着接合	差し込み長さ、ばりの除去、接着剤の均一な塗布、保持時間	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	14	配管工事			
2	2	5	9		施工：ゴム輪接合	差し込み長さ、面取り、ばりの除去、接着剤の均一な塗布、ゴム輪の挿着状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	14	配管工事			
2	2	5	10		施工：熱融着、電気融着接合	給水装置に該当する場合は水道事業者の定める接合	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	11			使用工具、ばりの除去、差込み長さ、養生時間	
2	2	5	12	配管工事			
2	2	5	13	配管工事	施工：ソケット接合	ゴム輪の挿着状態、差し込み長さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	16	配管工事	施工：異種管の接合	設置個所、接合方法	
2	2	6	1	配管工事	施工：機器廻りの配管 （支持及び固定）	配管支持及び固定方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	6	2	配管工事	施工：勾配	配管の種別による勾配、勾配方向、水抜き及び空気抜きの位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	6	3	配管工事	施工：吊り及び支持 （インサート）	材質、埋込み深さ、許容荷重	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回

重点工事監理項目

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
2	2	6	3	配管工事	施工：吊り及び支持 （支持）	吊り及び支持間隔、支持方法、形鋼振れ止めの固定	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	6	3	配管工事	施工：吊り及び支持 （支持受け）	配管材・流体による適合、損傷防止	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	7	1	配管工事	施工：コンクリート埋設 （熱伸縮を伴う管）	伸縮緩衝材の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	7	1	配管工事	施工：土中埋設 （埋設表示）	地中埋設標、埋設表示テープの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	7	2	配管工事	施工：土中埋設 （埋設深さ）	埋没深さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	7	3	配管工事	施工：土中埋設 （防食処置）	配管の種別に応じた防食方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	8	1	配管工事	施工：配管一般 （防火区画の貫通）	防火区画貫通箇所、処理方法の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	4	2	1	関連工事	施工：土中埋設 （埋め戻し）	埋め戻し土	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1	ダクト工事	施工：一般事項 （シール）	ダクトのシール、シール方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1	ダクト工事	施工：一般事項 （防火区画等貫通部）	防火区画貫通箇所、処理方法の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1	ダクト工事	施工：一般事項 （厨房排気ダクト）	ダクト内部の点検の可否	
3	2	2	2	ダクト工事	施工：アングル工法ダクト、コーナーボルト工法ダクト、スパイラルダクト	吊り間隔、支持方法、振れ止め、振動伝搬による防振材の要否	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	3	ダクト工事	施工：コーナーボルト工法ダクト、スパイラルダクト	ダクトの接合方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	5	ダクト工事	施工：フレキシブルダクト	使用部位、差込長さ、曲げ状態（有効断面の確保）	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	5	ダクト工事	施工：ダクト付属品 （チャンバー・排気フード）	空調機に取付けるチャンバーにあっては点検口及び温度計取付座の有無 内貼り材の規格及び施工順序の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	5	ダクト工事	施工：ダクト付属品 （風量測定口）	取付け個数、取付け位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	3	3	ダクト工事	施工：ダンパー （防火・防煙・防火防煙ダンパー）	火災時に脱落のない取付か否か（吊りボルトの本数） ヒューズの検査及び取り替えスペースの有無、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	3	3	ダクト工事	施工：ダンパー （風量調節ダンパー）	操作スペースの有無、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	3	4	ダクト工事	施工：定風量ユニット・変風量ユニット	吊り、支持、取付け方向、操作スペースの有無、点検口の位置、直間部の長さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2 2 2 2 2	3 3 3 3 3	1 1 1 1 1	2 3 4 5 6	保温工事	施工：保温一般	見映え 保温材の合せ目及び継目状態 屋外及び多湿箇所のラッキング等の継目シールの状態 鋲の取付け数 保温厚さ 施工順序	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	3	2	1	塗装工事	施工：塗装一般	下地の処理及び防錆 塗装種別及び塗り回数 見映え	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3 4 5 2	2 2 2 4	1 2 4	1 1 1	機器据付工事	施工：一般事項 （コンクリート基礎）	位置、寸法、配筋、調合、排水溝の有無、基礎本体と建物躯体との結合 基礎ボルト、ストッパーの位置、寸法及び材質、防振材、基礎ボルト、ストッパー取付部の基礎厚さ及び隅角部、辺部からの打設距離 基礎据付面の水平度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5 5	2 2	1 2	1 1	機器据付工事	施工：一般事項 （機器及び器具本体）	離隔（他の機器との距離）	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回

重点工事監理項目

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
3	1	1	1.2～1.7	機器据付工事	施工：ボイラー（鋼製ボイラー・鋼製小型ボイラー・鋼製簡易ボイラー・小型貫流ボイラー・簡易貫流ボイラー・鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー）	据付（位置、水平、垂直、勾配）、離隔の有無・方法 組立 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 ボイラー内部の洗浄・清掃 付属品の取付け状態・配管支持（油管）・防油提（油だきの場合）	
3	2	1	4	機器据付工事	施工：ボイラー（地震感知器）	取付状態（建物主要構造部）及び状態（固定、垂直）	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	1	2	機器据付工事	施工：鋼板製煙道（支持）	支持間隔、支持方法（吊りボルト・ブラケット・受台）、振れ止め、固定支持金物（ローラ） ばい煙濃度計及びばいじん量測定口、掃除口の位置 伸縮部及び壁貫通部の施工状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	3	機器据付工事			
3	1	2	1,2	機器据付工事	施工：温水発生機（真空式温水発生機・無圧式温水発生機）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態	
3	2	1	6				
5	1	3	1,2				
3	1	3	1～7	機器据付工事	施工：冷凍機（チリングユニット・空気熱源ヒートポンプユニット・遠心冷凍機・スクリュー冷凍機・吸収冷凍機・吸収冷温水機・吸収冷温水機ユニット）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	
3	2	1	7				
3	1	4	1～16	機器据付工事	施工：コージェネレーション装置（原動機・発電装置・熱回収装置・制御盤）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	8				
3	1	5	1～11	機器据付工事	施工：氷蓄熱ユニット（冷凍機・氷生成装置・タンク・制御盤）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	9				
3	1	6	1～8	機器据付工事	施工：冷却塔	据付（位置、水平）、離隔の確保（煙突、窓、ガラリ等との距離） 基礎ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付の有無	
3	2	1	10				
3	1	7	1,2,3	機器据付工事	施工：空気調和機（ユニット形、コンパクト形、デシカント形、パッケージ形、マルチパッケージ形、ガスエンジンヒートポンプ式）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	11,13				
3	1	11	1～4	機器据付工事	施工：送風機（遠心送風機・軸流送風機・斜流送風機・消音ボックス付送風機・排煙機）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	18				
3	1	12	1～5	機器据付工事	施工：ポンプ（空調用ポンプ・ボイラー給水ポンプ・真空給水ポンプユニット・オイルポンプ・揚水用ポンプ・小形給水ポンプユニット・水道用直結加圧形ポンプユニット・給湯用循環ポンプ・水中モーターポンプ・消火ポンプユニット）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	19				
5	1	2	1～8				
5	2	2	2				
3	1	13	1～8	機器据付工事	施工：タンク（FRP製タンク・鋼板製タンク・ステンレス製タンク・貯湯タンク・膨張タンク・補給水タンク・消火用充水タンク・還水タンク・熱交換器・オイルタンク・オイルサービスタンク）	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	1	20				
5	1	4	1～6				
5	2	2	4				
3	2	2	1	機器据付工事	施工：自動制御盤の取付け	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	1	機器据付工事	施工：自動制御盤の取付け	据付（位置、水平、垂直、勾配） 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	1	1	2	機器据付工事	施工：衛生器具	取付状態（水平、垂直、固定、補強） 管との接続状態（ﾊﾞﾘ等の除去） 水栓、洗浄弁等の水量の調整	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	1	2				
5	1	3	6,7	機器据付工事	施工：ガス湯沸器、潜熱回収型給湯器	取付状態（固定） 運転状態（点火の良否、燃焼状態） 安全装置の作動状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	3				
5	1	3	8	機器据付工事	施工：貯湯式電気温水器	取付状態（固定） 付属品の仕様及び取付の有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	3				
5	1	5	1	機器据付工事	施工：消火機器	扉の開閉方向、据付（位置、高さ、水平） 扉の開閉具合の良否 作動の確認 認定証等の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	5				

重点工事監理項目

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
5	1	6	1		施工：厨房機器（流し・作業台・戸棚・棚・熱調理器・食器洗浄機・低温機器）	据付状態（配置、高さ、水平） 取付状態（固定） 運転状態（点火の良否、燃焼状態） 認証証票の貼付	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	6	機器据付工事			
4	2	4	1	自動制御設備工事	施工：試験調整（自動制御設備の調整）	調整工程の確認、取付場所,取付方法の確認、各機器の結線の確認、各機器単位での調整、各制御ループごとの動作確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
4	2	4	1	自動制御設備工事	施工：試験調整（中央監視制御装置の調整）	幹線接続の確認及びリモート側入出力構成の確認、各監視ポイントの接続確認、中央監視盤,リモート盤及び周辺機器の電源投入、データファイルの投入及び確認、中央監視盤の画面構成及び周辺機器の表示確認、動力機器と連動動作確認、中央制御盤装置の各制御プログラムの作動確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	2	1		施工：器具の取付（ガス栓・ガス漏れ警報器・ガスメーター）	取付位置 設置位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	3	2	1	ガス設備工事			
6	2	2	2		施工：管の接合	接合方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	3	2	2	ガス設備工事			
6	2	2	3		施工：配管	一般事項	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	2	5			支持・固定	
6	3	2	3			埋設深さ	
6	3	2	5	ガス設備工事		防食処理	
7	2	1	3	さく井設備工事	材料及び施工：ケーシング	規格,材質,長さ、ケーシング継目の方法、垂直度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	1	4	さく井設備工事	材料及び施工：スクリーン	長さ，設置位置及び構造	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	1	5	さく井設備工事	材料及び施工：砂利充填	天端深度、採水層粒子径	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	1	7	さく井設備工事	材料及び施工：仕上げ（スワビング）	泥水濃度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
8	2	1	1	浄化槽設備工事	材料（現場施工型）	規格、材質、寸法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
8	2	2	1		施工：浄化槽（土工事・地業工事）	掘削状況 捨コンクリート状況、砂利の状況、基礎コンクリート強度、厚さの確認 埋戻し状況	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
8	3	2	1	浄化槽設備工事			
8	3	2	1	浄化槽設備工事	施工：浄化槽（ユニット形浄化槽）	本体設置、型式認定	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	2	2	1～6		施工（エレベーター・小荷物専用昇降機）：駆動装置等、かご、乗場、昇降路内機器、安全装置、耐震措置）	固定 取り付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	3	2	1～6				
9	5	2	1～4	昇降機設備工事			
9	2	2	11		試験（エレベーター・小荷物専用昇降機）：試運転	作動調整	
9	3	2	13				
9	5	2	6	昇降機設備工事			
9	6	2	1～5		施工（エスカレーター）：構造体・駆動装置・踏段・欄干・乗降口・安全装置・耐震施工	固定 取り付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	6	2	8,9	昇降機設備工事			
9	6	2	13	昇降機設備工事	試験（エスカレーター）：試運転	作動調整	
10	2	2	1		施工：搬器・駆動装置（電動機、ブレーキ、伝動部、油圧装置）・安全装置・盤類（運転操作盤、電源盤、制御盤）	固定 据付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
10	2	2	3～6	機械式駐車設備工事			
10	2	2	8	機械式駐車設備工事	施工：塗装	前処理、塗装種別、塗装回数、外観	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
10	2	2		機械式駐車設備工事	試験：ＪＩＳに準ずる試験等（各寸法）	各寸法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
10	2	2	11	機械式駐車設備工事	試験：試運転	作動確認	
11	1	1	2	医療ガス設備工事	一般事項	有資格者の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
11	2	1	1	医療ガス設備工事	機材：医療ガス供給装置	規格、材質	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回

重点工事監理項目

編	章	節	項	章	区分：項目（細目）	確認内容	備考
11 11	2 2	2 2	1 2	医療ガス設備工事	施工：機器・配管	据付状態 誤接続の有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
11 11 11	2 2 2	4 4 4	1 2 3	医療ガス設備工事	試験：装置 （試運転）	作動確認	
2	1	3	1,3	総合調整	総合：風量調整・作動確認	運転状態（各系統風量，排煙口，ＰＤ・ＳＦＤ）	
2	1	3	1,3	総合調整	総合：水量調整	運転状態（各系統流量）	
2	1	3	1,3	総合調整	総合：環境計測	運転状態（室内温度・湿度，じんあい，風速分布，騒音，水質測定）	
2	1	3	1,2	総合調整	個別：熱源機器類・ポンプ類・送風機類・空気調和類・冷却塔	運転状態（能力，振動，連動）	
2 4	1 2	3 4	3 2	総合調整	個別：自動制御	運転状態（調整，設定値，連動）	

建築工事監理業務委託共通仕様書

平成13年2月15日
令和2年3月30日最終改定
長岡京市版（令和2年）

第１章　総　則

１．１　適　用

１．建築工事監理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、営繕工事に係る工事監理（建築工事、電気設備工事、機械設備工事等のそれぞれの工事監理をいう。）の業務（以下「工事監理業務」という。）委託に適用する。

２．工事監理仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監理仕様書の間に相違がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次の(1) から(4) の順序のとおりとする。

(1) 質問回答書
(2) 現場説明書
(3) 特記仕様書
(4) 共通仕様書

３．受注者は、前項の規定により難い場合又は工事監理仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

１．２　用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

１．「発注者」とは、長岡京市　をいう。
２．「受注者」とは、工事監理業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
３．「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議及び対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督の職務等を行う者で、契約書第７条に定める者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
４．「検査職員」とは、工事監理業務の完了の検査に当たって、契約書第24条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
５．「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で契約書第8条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
６．「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。
７．「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
８．「契約図書」とは、契約書及び工事監理仕様書をいう。
９．「契約書」とは、別冊の工事監理業務委託契約書をいう。
１０．「工事監理仕様書」とは、質問回答書、現場説明書及び仕様書をいう。
１１．「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。
１２．「共通仕様書」とは、各工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。
１３．「特記仕様書」とは、当該工事監理業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
１４．「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。
１５．「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

１６．「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
１７．「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
１８．「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
１９．「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
２０．「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事監理業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
２１．「申出」とは、受注者が契約内容の履行又は変更に関して、発注者に対して、書面をもつて同意を求めることをいう。
２２．「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
２３．「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
２４．「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
２５．「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
２６．「提出」とは、受注者が監督職員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
２７．「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール及びファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
２８．「検査」とは、契約図書に基づき、工事監理業務の確認をすることをいう。
２９．「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が監督職員等又は工事の受注者等と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
３０．「協力者」とは、受注者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第２章　　工事監理業務の内容

工事監理業務は、一般業務及びその他業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。

２．１　一般業務の内容

受注者は監督職員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

１．工事監理に関する業務

（１）　工事監理方針の説明等

（ｉ）工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督職員に提出し、承諾を受ける。

（ⅱ）工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督職員と協議する。

（２）　設計図書の内容の把握等

（ｉ）設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督職員に報告する。

（ⅱ）質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督職員に報告する。

（３） 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

（ｉ）施工図等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合は、その旨を監督職員に報告する。

② ①の検討結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督職員に報告する。

③ ②の結果、工事の受注者が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

（ⅱ）工事材料、設備機器等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を監督職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督職員に報告する。

② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督職員に報告する。

③ ②の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①、②の規定を準用する。

（４） 対象工事と設計図書との照合及び確認

工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

（５） 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

① （４）の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を監督職員に報告する。

② （４）の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、又は監督職員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督職員に報告する。

③ 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督職員に報告する。

④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。

（６） 業務報告書等の提出

対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び監督職員が指示した書類等の整備を行い、監督職員に提出する。

２．工事監理に関するその他の業務

（１） 工程表の検討及び報告

① 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できない恐れがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督職員に報告する。

② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督職員に報告する。

③ ②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

（２） 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督職員に報告する。

② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督職員に報告する。

③ ②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

（３） 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

（ｉ）対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

① 工事の受注者等が行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督職員に報告する。

② ①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は、監督職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

③ 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、これを確認し、その内容を監督職員に報告する。

④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。

（ⅱ）工事請負契約に定められた指示、検査等

工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督職員に報告する。また工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

（ⅲ）対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事の受注者等の行う対象工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督職員に報告し、監督職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

（４） 関係機関の検査の立会い等

関係機関の検査に立会い、その指摘事項について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督職員に報告する。

２．２ 追加業務の内容

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受注者は監督職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第３章 業務の実施

３．１ 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後７日以内に工事監理業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは、受注者又は管理技術者が工事監理業務の実施のため監督職員との打合せを開始することをいう。

３．２　適用基準等

１．受注者は、業務の実施に当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。
２．適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

３．３　監督職員

１．発注者は、工事監理業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
２．監督職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
３．監督職員の権限は、契約書第７条第２項に定める事項とする。
４．監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員はその指示等を行った後７日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

３．４　管理技術者

１．受注者は、工事監理業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
２．管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
３．管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。また、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
４．管理技術者に委任できる権限は、契約書第８条第３項に定める事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその内容を含め報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第８条第３項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
５．管理技術者は、監督職員が指示するところにより、関連する他の工事監理業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

３．５　監督職員及び工事の受注者等

発注者は対象工事の監督職員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。

３．６　軽微な設計変更

設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等の関係で、又は監督職員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、工事の受注者等に対して指示すべき事項について監督職員に報告する。

３．７　提出書類

１．受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
２．受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
３．業務実績情報を登録することが特記仕様書において指定された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を監督職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明す

る資料を監督職員に提出しなければならない。

３．８　打合せ及び記録

１．工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
２．工事監理業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
３．受注者が工事の受注者等と打合せを行う場合には、事前に監督職員の承諾を受けることとする。また、受注者は工事の受注者等との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

３．９　業務計画書

１．受注者は、適宜に業務計画書を速やかに作成し、監督職員に提出しなければならない。
２．業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
　(1) 業務一般事項
　(2) 業務工程計画
　(3) 業務体制
　(4) 業務方針
　上記事項のうち(2) 業務工程計画については、工事の受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、(4) 業務方針の内容については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
３．受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
４．監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

３．１０　資料の貸与及び返却

１．監督職員は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与するものとする。
２．受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却するものとする。
３．受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
４．受注者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

３．１１　関係官公庁への手続き等

１．受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受注者は、工事監理業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。
２．受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

３．１２　関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなれければならない。

３．１３　検　査

１．受注者は、契約書第24条第１項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。また受注者は、業務の完了を通知する時までに、契約図書により義務付けられた業務報告書及び監督職員が指示した書類等の整備を完了し、監督職員に提出しておかなければならない。

２．受注者は、契約書第26条の規定に基づいて、発注者に対して部分払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1) 及び(2) の要件を満たすものとする。

(1) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。

(2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。

３．発注者は、工事監理業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して書面をもつて検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受注者は、検査に必要な書類等を整備しなければならない。

４．検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会のうえ、工事監理業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

３．１４　債務不履行に係る履行責任

１．受注者は、発注者から債務不履行に対する履行を求められた場合には、速やかにその履行をしなければならない。

２．検査職員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めてその履行を指示することができるものとする。

３．検査職員が債務不履行に対する履行の指示をした場合には、その履行の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

４．検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第24条第２項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

３．１５　条件変更等

１．契約書第13条第１項（5）に定める「予期することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

２．監督職員が、受注者に対して契約書第13条、第14条及び第16条に定める工事監理仕様書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。

３．１６　契約内容の変更

１．発注者は、次の各号に掲げる場合において、工事監理業務委託契約の変更を行うものとする。

(1)　業務委託料の変更を行う場合

(2)　履行期間の変更を行う場合

(3)　監督職員と受注者が協議し、工事監理業務施行上必要があると認められる場合

(4)　契約書第23条の規定に基づき業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更を行う場合

２．発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1)　3.15 の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項

(2)　工事監理業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3)　その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

３．１７　履行期間の変更

１．発注者は、受注者に対して工事監理業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

２．受注者は、契約書第17条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、

履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務工程を修正した業務計画書その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

3．契約書第18条の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務計画書に記載の業務工程を修正し提出しなければならない。

3．18　一時中止

1．契約書第15条第１項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

(1) 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監理業務の続行を不適当と認めた場合

(2) 環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不適当又は不可能となった場合

(3) 天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合

2．発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3．19　発注者の賠償責任

1．発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書第21条に定める一般的損害、契約書第22条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

3．20　受注者の賠償責任

1．受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書第21条に定める一般的損害、契約書第22条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合

(2) 契約書第30条に定める債務不履行に対する履行責任に係る損害が生じた場合

3．21　再委託

1．契約書第6条第1項に定める「指定した部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2．コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約書第6条第2項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。

3．受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4．受注者は、工事監理業務を再委託に付する場合においては、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し工事監理業務の実施について適切な指導及び管理のもとに工事監理業務を実施しなければならない。
なお、協力者は、長岡京市の建築関係建設コンサルタント業務指名競争参加資格者である場合は指名停止期間中であってはならない。

3．22　守秘義務

受注者は、契約書第5条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

長岡京市版　平成 23 年 12 月 2 日　一部改定
令和 2 年 5 月 18 日　一部改定